

令和元年 8 月 23 日

総務大臣
石田 真敏 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一 照

答 申 書

令和元年 6 月 28 日 付け 諮問 第 3120 号 を も っ て 諮問 され た 事案 につい て、審議 の 結果、下 記 の と おり 答申 する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和元年度の将来原価接続料等の再算定）については、諮問のとおりに認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであります。

以上

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する
 接続約款の変更案に対する意見及びその考え方
 ー令和元年度の将来原価接続料等の再算定ー

意見募集期間:令和元年7月2日～同月24日(案件番号:145209356)
 再意見募集期間:令和元年7月27日～同年8月9日(案件番号:145209368)

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 5件(法人:4件、個人:1件)
 再意見提出者 11件(法人:5件、個人:6件)

(敬称略)

受付.	意見提出者	再意見提出者
1	個人	個人
2	ソフトバンク株式会社	東日本電信電話株式会社
3	KDDI株式会社	西日本電信電話株式会社
4	一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会	ソフトバンク株式会社
5	楽天モバイル株式会社	株式会社オプテージ
6	ー	KDDI株式会社
7	ー	個人
8	ー	個人
9	ー	個人
10	ー	個人
11	ー	個人

(1) 光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の再算定

■：NTT 東日本・西日本からの意見 ●：NTT 東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲：個人からの意見

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 光ファイバの耐用年数の見直しについて賛同。当面の間は最長でも3年以内に都度検証を行い、乖離が生じた場合には速やかに料金を見直すべき。 ● 光ファイバの耐用年数の見直しについて賛同。今後の定期的な見直し契機については整理が必要であり、総務省において検証することを希望。 	<p>再意見 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 2019年度適用接続料について、光ファイバの耐用年数見直しに伴う影響額を反映のうえ再申請を実施。「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」という観点及び光ファイバの撤去率をもとにした耐用年数の推計結果も踏まえ、総合的に検討した上で見直しを実施。光ファイバの耐用年数の推計結果については、研究会や総務省に提供していく。 ● 上記意見に賛同。接続料がより一層公正妥当なものであることを確保するためにも、複数年度の算定期間が終了する都度（当面の間は最長でも3年以内）に検証を行い、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合は速やかに料金を見直すべき。 ● 今後の定期的な見直し契機について整理が必要であり、総務省において検証することを希望。 	<p>考え方 1</p>	<p>修正の有無</p>
<p>○ 光ファイバの耐用年数の見直しに関して、新たに蓄積されたデータに基づき再算定することで利用実態に近づく償却期間（架空 20 年、地下 28 年）を反映した接続料金に改訂されるため賛同いたします。</p> <p>なお、今後の見直しについて、東日本電信電話株式会社殿（以下「NTT 東日本殿」といいます。）及び西日本電信電話株式会社殿（以下「NTT 西日本殿」といいます。）が実施した試算（※別表参照）では、①新たなデータが蓄積される度に耐用年数が延長されていることや、②ケーブルの材質において最も劣化が早いと考えられる外皮（シース）について光フ</p>	<p>○ 今回、光ファイバの耐用年数について、財務会計の適正性を確保すべく、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」という観点及び光ファイバの撤去率をもとにした耐用年数の推計結果も踏まえ総合的に検討した結果、2019年度より見直すこととし、将来原価方式で算定している2019年度適用接続料について、耐用年数見直しに伴う影響額を反映のうえ再申請を実施しました。</p> <p>ソフトバンク株式会社殿の「接続料がより一層</p>	<p>○ 光ファイバの耐用年数が延長され令和元年度から適用されることは、加入光ファイバ接続料等の一層の適正化が実現するものであることから、これを評価します。</p> <p>○ 経済的耐用年数については、設備の利用実態を適正に反映したも</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>ファイバと同じ素材を使うメタルケーブルでは、耐用年数は架空 28 年、地下 36 年が適用されていることなどを考慮すると、依然として実態と乖離している可能性があります。また、前回の耐用年数見直しから 10 年以上経過した結果、今回の改定はシングルスター方式 1 芯あたりの月額使用料において当初の 2019 年度認可接続料と比べて、NTT 東日本殿で-202 円(-8.2%)、NTT 西日本殿で-223 円(-8.6%)もの見直しとなり、大きな影響がありました。こうしたことに鑑みると、接続料がより一層公正妥当なものであることを確保する為にも、当面の間は最長でも 3 年以内に都度検証を行い、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合には速やかに料金を見直すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 光ファイバの耐用年数の見直しについては、接続料の算定に関する研究会（以下、「研究会」という。）第一次報告書（平成 27 年 9 月）の考え方で、「加入光ファイバについて、その減価償却を厳正に捉える上で、経済的耐用年数が採られている現況においては、その耐用年数が実態を適正に反映したものであることが重要であり、そのために、事業会計についても、接続会計についても、適時適切にこれを見直していく必要がある。」とされ、その後も継続的に見直しの検討が進められた結果、今般、左記のとおり、見直しを実施され、令和元（2019）年度接続料に反映されたことについて賛同いたします。</p> <p>しかしながら、前回の見直し（平成 20（2008）年度）から 10 年以上経過してからの見直しとなったため、今回の見直しにより光ファイバ接続料が大き</p>	<p>公正妥当なものであることを確保する為にも、当面の間は最長でも3年以内に都度検証を行い、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合には速やかに料金を見直すべき」とのご意見や、KDDI 株式会社殿の「今後の定期的な見直し契機については整理が必要」とのご意見について、当社としては、今後も上記の要素を総合的に検討した上で見直しを実施する考えです。また、耐用年数の見直しは当社が財務会計の適正化の観点から行うものであることを前提に、これまで同様に、固定資産データを用いた光ファイバの耐用年数の推計結果について研究会や総務省に提供していく考えです。</p> <p>(NTT 東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI 株式会社殿（以下、「KDDI 殿」といいます。）の意見に賛同いたします。</p> <p>前回令和元年7月2日公示の意見募集にて弊社からも意見いたしました通り、今般新たに蓄積されたデータに基づき再算定することで利用実態に近づく償却期間（架空20年、地下28年）を反映した接続料金に改定されました。</p> <p>一方で KDDI 殿の意見にもある通り、今回の見直しによる光ファイバ接続料の変動とその影響は大きく、左記の第一次報告書の考え方に鑑みれば、今回見直しが行われるまでの期間（2008 年度から 10 年以上）では「耐用年数が実態を適正に反映したもの」であるかどうか疑念が生じかねないため、接続料がより一層公正妥当なものであることを確保するためにも、複数年度の算定期間が終了する都度（当面の間は最長でも 3 年以内）に検</p>	<p>のであることが重要であり、適時適切に見直していく必要があると考えます。</p> <p>○ 総務省においては、NTT 東日本・西日本の光ファイバの耐用年数の見直しに関する状況について、関連のデータ等の提供も受けて検証等を行うことが適当と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>く変動することとなりました。これは、第一次報告書の考え方を踏まえると、見直しが行われるまでの期間について、「耐用年数が実態を適正に反映したもの」であったのかどうか疑念が生じかねないため、今後の定期的な見直し契機については整理が必要だと考えます。</p> <p>例えば、加入光ファイバについては、複数年度を算定期間としているため、その複数年度の接続料申請時に、光ファイバの耐用年数が最新のデータ、検証結果を反映した結果となっているか、総務省において検証いただくことを希望いたします。 (KDDI株式会社)</p>	<p>証を行い、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合は速やかに料金を見直すべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、前回の耐用年数見直しから10年以上経過した結果、今回の改定はシングルスター方式1芯あたりの月額使用料において当初の2019年度認可接続料と比べて、NTT東日本殿で-202円(-8.2%)、NTT西日本殿で-223円(-8.6%)も見直しとなり、大きな影響がありました。</p> <p>光ファイバの耐用年数の見直しについては、接続料の算定に関する研究会（以下、「研究会」という。）第一次報告書（平成27年9月）の考え方で、「加入光ファイバについて、その減価償却を厳正に捉える上で、経済的耐用年数が採られている現況においては、その耐用年数が実態を適正に反映したものであることが重要であり、そのために、事業会計についても、接続会計についても、適時適切にこれを見直していく必要がある。」とされており、今後の定期的な見直し契機について整理が必要だと考えます。</p> <p>今後も実態を適正に反映した耐用年数とするため、例えば、加入光ファイバについては、通常複数年度を算定期間として接続料を算定しているため、その複数年度の接続料申請時に、光ファイバの耐用年数が最新のデータ、検証結果を反映した結果となっているか、総務省において検証いただくことを希望致します。 (KDDI株式会社)</p>		
意見2	—	考え方2	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>● 加入光ファイバの利用料が低廉化され、さらに料金以外の提供条件等についても接続事業者が利用しやすい制度となっていくことを希望。</p>			
<p>○ ネットワークの IP 化、サービスの多様化・高度化が進展する中で、加入光ファイバは今後の電話サービスの基盤になります。光ファイバの利用にあたっては、ファイバ区間以外も含め、中小および新規参入の接続事業者にとっては大きな設備投資や運用を伴うものであることから、光ファイバの利活用をより推進するために、今後も加入光ファイバの利用料が低廉化され、さらに料金以外の提供条件等についても接続事業者が利用しやすい制度となっていくことを望みます。また、光コラボレーション(卸サービス)はFTTHサービス市場において主要な利用形態となっていることから、加入光ファイバ等の接続と同様に、より公平で、透明性の高い仕組みとしていただき、中小事業者や新規参入者による音声系サービスの展開が容易となるように議論されることを希望いたします。 (一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会)</p>	-	<p>○ 意見にあるように加入光ファイバは今後の電話サービスの基盤ともなり得るものであり、その利用に係る公正競争環境を確保するため、総務省においては、引き続き、関連の検討及び取組を実施することが適当と考えます。</p>	無
-	<p>再意見 3 ▲ 光ファイバの耐用年数が見直され、接続料が低減されることに賛成。耐用年数の実力値の上昇によって得られる効用については、今後さらなる国内外の光通信網の発展に活用することで、関係事業者適切に還元されるような仕組みがあると、未来に向かって努力する企業が増えると思う。日本の情報通信産業の努力が、裾の企業含めた発展に結びつくような我が国のためになるような仕組みが将来できることを期待。</p>	考え方 3	
-	○ Society 5.0に向けて光ファイバーの耐用年数	○ 耐用年数について	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>が見直しされ、接続料の低減検討を頂き、一国民として感謝します。賛成の立場で、すこし異なる論点となるかもしれませんが、将来のための、アイデアを述べさせていただきます。活用できる部分があれば幸いです。</p> <p>光ファイバーが長寿命であることが明示されたことは、ひとえに通信事業者、工事業者、光部品ベンダーなどの我が国の情報通信産業の努力のたまものであると言え、世界に先駆けて FTTH を普及させた先駆性に一国民として感謝の念を示します。</p> <p>今回接続料が改定され、8%程度低減されたかと思えます。仮に導入時からこのような長寿命であることがわかっていたら、接続料は異なるものであったかと思えます。</p> <p>ただ、これを遡及的な値段に変えたとしても、FTTHを利用する、各国民に還元することは困難であり、また、事業者間で金銭の受け渡しをしたとしても、そのお金はどこかに流れ、情報通信産業の発展に寄与しないと思われます。</p> <p>このように耐用年数の実力値の上昇によって得られる効用を遡及し、今後さらなる国内外の光通信網の発展に活用することで、過去努力を行った、通信事業者、工事業者、光部品ベンダーが享受できるように思われます。</p> <p>過剰品質と言われる日本型産業ではありますが、これら産業の努力に対して、適切に還元されるような仕組み（たとえば、遡及して集めた財源を新規の光網導入促進補助として活用）があると、未来に向かって努力する企業が増えるかと思われます。</p>	<p>は、事業会計・接続会計の適正性確保の観点から、実態を適正に反映し、減価償却を厳正に捉えることが重要であるため、適時適切に見直していく必要があるものと考えます。</p> <p>○ 加入光ファイバ等の接続料の適正化が実現された結果、新規事業者の参入等が促進され、ひいては電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保に資するものと考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>また投資が促進されることで、GDP増加にも寄与すると考えます。</p> <p>直近の接続料は、この通信事業者にとって重要ではありますが、日本の情報通信産業の努力が、裾の企業含めた発展に結びつくような我が国のためになるような仕組みが将来できることを期待いたします。</p> <p>(個人)</p>		

(2) 総務省の音声トラヒックの統計誤りによる NGN 接続料算定誤りの是正

■ : NTT 東日本・西日本からの意見 ● : NTT 東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲ : 個人からの意見

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 4</p> <p>● 一層NGNが利用しやすいものとなっていくために、NGNを利用した音声サービスの提供のあり方等についても議論や必要な取り組みをしていただくことを希望。また、光コラボレーション(卸)とQoSが一体的に、円滑に利用できるよう、議論・検討することを希望。</p>	—	考え方 4	
<p>○ IP ネットワークの特性を活かし、効率的かつ支障なく利用される環境は、日本の通信サービスの発展に不可欠な要素です。特に NGN 上の QoS は、電話(通話)だけでなく様々な通信において活用できるものであり、利用が広がっていくことも期待されます。今後も一層 NGN が利用しやすいものとなっていくために、事業者向け接続情報の公表や約款への記載等、NGN への接続が円滑に行われるよう議論や必要な取り組みをしていただくことを希望します。また、QoS の利用にあたって、光コラボレーションと</p>	—	<p>○ 優先パケット関係機能を含め NGN の円滑な利用が行われることは重要であり、総務省においては、引き続き、第一種指定電気通信設備が多様な事業者に適正・公平・透明な料金・条件で開放されるよう、取り組んでいくこ</p>	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>の組み合わせが現実的に必須である現状において、光コラボレーション(卸)とQoSが一体的に、円滑に利用できるよう、議論・検討いただきたいと考えます。</p> <p>(一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会)</p>		とが適当と考えます。	

(3) フレキシブルファイバの取扱いの適正化

■ : NTT 東日本・西日本からの意見 ● : NTT 東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲ : 個人からの意見

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見5</p> <ul style="list-style-type: none"> ● フレキシブルファイバの提供条件について、接続ルールに準じた利活用の整備が必要。 ● フレキシブルファイバについても接続ルールの対象とすべき。また、フレキシブルファイバ等は複数事業者で設備共用することで、携帯電話基地局の整備費用の低廉化に繋がることから、早急に実現に向けた検討を開始すべき。 	<p>再意見5</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ フレキシブルファイバの提供について、相互接続による提供、接続ルールに準じた扱いとすることは困難。なお、フレキシブルファイバだけでなく新たな卸電気通信役務の提供も含め、利用事業者からの要望に対して柔軟に対応していく。 ● 加入光ファイバ未提供エリアへの光回線調達手段としては、一体的な運用が可能なフレキシブルファイバが最も効率的。フレキシブルファイバの既設設備区間の提供条件については市場に任せることなく、卸料金及びコスト水準の公表、オープンな場での議論などのルールづくりが必要。 ● 左記意見は接続制度の趣旨にそぐわない。フレキシブルファイバ等に接続ルールを適用することは、設備競争の衰退、ひいては我が国の通信インフラの脆弱化を招くおそれがあるため、設備事業者の設備投資インセンティブに十分配慮いただきたい。 ● フレキシブルファイバについて、現状の卸役務による提供ではなく、接続ルールに準じた利活用 	<p>考え方5</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	の整備が必要であり、引き続き検討いただくことを希望。		
<p>○ 今後、広範囲かつ、コストミニマムに5Gエリアを整備することが急務となっており、光回線の役割はこれまで以上に重要となります。現状、整備エリアが最も広いNTT東・西が保有する光回線を活用することが最も有効な策と考えられるところ、NTT東・西の光回線を延長し未提供エリアへ敷設するフレキシブルファイバの提供条件について、公平性・透明性・適正性を担保するため、また、回線の提供の迅速性を確保するためには接続ルールに準じた利活用の整備が必要と考えます。</p> <p>本件については、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会及び関連ワーキンググループにて、引き続き検討いただくことを希望いたします。</p> <p>(KDDI 株式会社)</p> <p>○ 今後見込まれるIoTサービスの本格的な普及や、2020年度に商用化が予定されている5Gの早期全国サービス展開を見据えると、光ファイバ接続料の低廉化等も含め、携帯電話基地局の整備費用の低廉化に繋がる施策が、強く社会から求められています。</p> <p>そのような中、携帯電話基地局等を設置するにあたり、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿の既存の光設備が存在しないエリアにおいては、既設区間と新設区間を一体とした卸電気通信役務として「フレキシブルファイバ」が提供されています。「フレキシブルファイバ」に用いる伝送路設備は、本来第一種指定電気通信設備であるにも係らず、卸電気通信役務として提供されており、</p>	<p>○ 接続事業者より加入光ファイバの接続申込を受けた場合において、その設置場所が光未提供エリアであるときは既存設備が存在しないことから接続申込をお断りしています。このような相互接続という枠組では実現できないものに対し、事業者から「光未提供エリアであっても、個別に費用負担することを前提に光ファイバを敷設・提供して欲しい」との要望に基づき卸電気通信役務として提供しているものがフレキシブルファイバであり、その趣旨をご理解いただいたうえでご利用いただいている認識です。</p> <p>そのうえで、「接続ルールの対象とすべき」または「接続ルールに準じた利活用の整備が必要」といったご意見に対しては、既存設備が存在しないエリア（光未提供エリア）において、利用事業者の要望に基づき、当該利用事業者の代わりに当社が新たに設備を構築するものであり、提供にあたっては卸電気通信役務での提供を前提にその提供条件を定めていることから、相互接続による提供、接続ルールに準じた扱いとすることは困難であると考えます。</p> <p>これまで、ルーラルエリア等の光未提供エリアにおいては、フレキシブルファイバにより整備・拡大が図られてきたところです。今後の5Gの整備・拡大により、これまで以上に、光未提供エリアにおける光ファイバの利用要望が高まることを想定される中、当社としてはフレキシブルファイバだけでなく新たな卸電気通信役務の提供も含め、利用事業者からの要望に対して柔軟に対応</p>	<p>○ フレキシブルファイバは、利用事業者が個別設備及びこれと一体をなす既存設備を占有する実態を踏まえれば、その提供に係る費用は当該事業者が個別に負担することが適当であると考えます。</p> <p>○ また、フレキシブルファイバは、既存設備が存在しないエリア等において、当該事業者の要望に基づき、当該事業者の代わりにNTT東日本・西日本が新たに設備を構築するものであり、これまでのところ卸電気通信役務での提供を前提にその提供条件が定められてきたものと承知しています。これらの理由により相互接続による提供は困難とする同社の説明を踏まえると、一般の申請については、これを認めなかった場合の利用事業者への影</p>	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>適正性、公平性、透明性が十分に確保されていません。従って、当該設備においては、速やかに第一種指定電気通信設備としての接続ルール（以下、「接続ルール」といいます。）の対象とすべきです。今回、本申請に限り、接続ルールの対象としない場合でも、既設区間は接続ルールを適用し、新設区間においても、適正性、公平性、透明性が十分に確保されるよう、可能な限り同等のルールを適用すべきと考えます。</p> <p>また、フレキシブルファイバ等については、複数事業者で設備共用することで、携帯電話基地局の整備費用の低廉化に繋がることから、早急に実現に向けた検討を開始すべきと考えます。 (楽天モバイル株式会社)</p>	<p>していく考えです。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI殿の意見にもある通り、今後、広範囲かつ、コストミニマムに5Gエリアを整備することが急務となっております。そうした状況の中で、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、併せて「NTT東西殿」といいます。）の加入光ファイバ未提供エリアにも、光回線を調達する必要があります。加入光ファイバ未提供エリアに光回線を調達する方法は、主に、①NTT東西殿の光回線を延長し未提供エリアへ敷設することで卸提供されるフレキシブルファイバを用いるか、②自前で回線を敷設する等が考えられます。</p> <p>しかし、自前で回線を敷設した場合、設備構築に係るスピード面では共架申請等で多くの時間がかかることや、また、保守面では、障害発生時に自前回線とNTT東西殿のフレキシブルファイバとを切り分けた保守対応に時間を要することが想定されるなどの理由から、加入光ファイバ未提供エリアへの光回線調達手段としては、一体的な運用が可能なフレキシブルファイバが最も効率的な状況です。</p> <p>こうした状況に鑑みれば、加入光ファイバと同様の設備を用いているフレキシブルファイバの既設設備区間(図1参照)の提供条件については市場に任せることなく、提供事業者であるNTT東西殿が卸料金及びコスト水準（接続料相当）を公表し、その差分の定量的な説明を行い、オープンな場で議論することで適正性及び透明性を確保す</p>	<p>響も考慮し、一定の合理性が認められると考えます。</p> <p>○ 他方で、フレキシブルファイバに用いる伝送路設備は第一種指定電気通信設備である固定端末系伝送路設備であることに加え、今後、5Gの進展等によりその利用が増加することが想定されることから、その提供条件等については、総務省においてまずは現状を把握した上で、必要に応じて、検討を進めていくことが適当であると考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>るためのルールづくりが必要です。 (ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 左記の意見は、5Gインフラ整備のためにNTT東西殿が光ファイバ等を構築すべきという考えに立っていると思われるところ、こうした考え方は接続制度の趣旨にそぐわないものと考えます。 特に、ニーズに基づき新たに構築されるフレキシブルファイバ等に接続ルールを適用することは、設備投資リスクをNTT東西殿に押し付け、また設備事業者の設備投資インセンティブを阻害することにつながりかねないため、設備競争の衰退、ひいては我が国の通信インフラの脆弱化を招くおそれがあると考えます。 5Gの早期展開や通信インフラの強靱化の観点から、引き続き設備競争を促進することが重要と考えますので、今後とも設備事業者の設備投資インセンティブに十分配慮頂くよう要望します。 (株式会社オプテージ)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、NTT東・西が敷設する光回線を延長し未提供エリアへ敷設するフレキシブルファイバについて、当該提供条件の公平性・透明性・適正性を担保するため、また、回線の提供の迅速性を確保するため、現状の卸役務による提供ではなく、接続ルールに準じた利活用の整備が必要と考えます。 本件については、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会及び関連ワーキンググループにて、引き続き検討いただくことを希望いたします。</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	(KDDI株式会社)		

(4) その他

■ : NTT 東日本・西日本からの意見 ● : NTT 東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲ : 個人からの意見

意見	再意見	考え方	修正の有無
意見6 ● 通信ネットワークがIP網や光ファイバに移行していく中において、電話サービスの提供に必要な相互接続や事業者間調整がより円滑に行われるよう、引き続き公正な競争環境を確保する必要がある。	—	考え方6	
○ 固定電話の契約数やトラヒックは横ばいあるいは減少の傾向にありますが、電話サービスや音声系サービスは一般企業やコールセンターなどを中心に一定の強いニーズがあり、今後も日本のみならず世界の経済社会活動全般にとってなくてはならないものであり続けます。通信ネットワークがIP網や光ファイバに移行していく中において、電話サービスの提供に必要な相互接続や事業者間調整がより円滑に行われることが重要です。また中小事業者や新規参入者が、音声系サービスへの事業参入・展開が容易になるよう、引き続き公正な競争環境を確保していただく必要があると考えております。 (一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会)	—	○ 固定系音声サービス及びIP電話の契約数は約6,400万、その通信時間は約9億6,700万時間に上る※ところ、IP網や光ファイバへの移行が進む中であっても、音声サービスのための円滑な接続の実現が公正競争の確保のために重要であり続けるものと考えます。 ※「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」(平成31年3月26日総務省公表)による平成29年度(末)の数値	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 7</p> <p>▲ 「NTT東日本及びNTT西日本」の構造では、既得権益での独占が有り、廃止していくことが望ましい。</p> <p>○ 「NTT 東日本及び NTT 西日本」が独占している接続の回線では、有線 LAN における「FTTH（光ファイバー）」及び「CATV（ケーブルテレビ）」の回線と思いますが、「NTT 東日本及び NTT 西日本」の構造では、既得権益での独占が有り、「トラフィック（回線混雑）」を起こしている構造と、私は考えます。具体的には、「5G（第5世代）」における構造では、「有線 LAN 及び無線 LAN」での全体的な要素では、資本主義の構造に導入すべきと、私は考えます。総務省側が維持している既得権益での「NTT 東日本及び NTT 西日本」、「NHK（日本放送協会）」等では、社会主義の構造を廃止して行く事が望ましいと、私は考えます。要するに、「NTT 東日本及び NTT 西日本」の構造では、価格料金の問題が焦点ではなく、既得権益の独占の問題だと思いますので、「NTT 東日本及び NTT 西日本」は、廃止して行く事が望ましいと、私は考えます。 (個人)</p>	<p>再意見 7</p> <p>▲ 既得権益での独占の問題があり、「接続料」及び「利用者料」を区別すべき。</p> <p>○ 「NTT 東日本及び NTT 西日本」が既得権益での独占している「トラフィック（回線混雑）」の構造では、「設備（ファシリテーション）」の問題と、私し個人は考えます。具体的には、価格料金の問題では無く、総務省が「運用及び管理」している「NTT 東日本及び NTT 西日本」、「NHK（日本放送協会）」等における既得権益での独占の問題と、私は考えます。要約すると、「5G（第5世代）」における構造では、「有線 LAN 及び無線 LAN」をバランス良く導入し、料金における「接続料」及び「利用者料」を「区別（セパレーション）」にするべき構造と、私し個人は思います。 (個人（意見7と同一の方）)</p>	<p>考え方 7</p> <p>○ 加入者回線のボトルネック性に着目し、電気通信事業法において非対称規制として第一種指定電気通信設備制度が設けられているところです。総務省においては、引き続き、必要に応じて見直しを行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>—</p>	<p>再意見 8</p> <p>▲ 日本放送協会に関する意見</p>	<p>考え方 8</p>	<p>無</p>
<p>—</p>	<p>○ 日本放送協会に関する意見（本改正案に対する意見ではないと思われるため省略します。） (個人計 4 件)</p>	<p>○ 本案に対する意見ではないと思われるため、担当部署に適切に情報提供がなされることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見 1 別表 (ソフトバンク株式会社)

別表 NTT 東西殿による耐用年数の試算

見直し前の耐用年数 (2008 年度に算定)	
架空ケーブル	地下ケーブル
15 年	21 年

【NTT 東西殿の試算値】

※NTT 東西殿ホームページ掲載資料及び接続料の算定に関する研究会公開資料を基に作成

	7つの関数の範囲(※)		2008年と同じ推計方法	
	架空ケーブル	地下ケーブル	架空ケーブル	地下ケーブル
FY14末データ	13年~20年	19年~32年		
FY15末データ	14年~21年	20年~33年	19年	26年
FY16末データ	14年~22年	20年~34年		
FY17末データ	15年~23年	21年~36年		

※7つの関数：指数関数、ゴンペルツ曲線、ロジスティック曲線、正規分布、指数分布、ワイブル分布、対数正規分布

図1

